

扶桑町放課後児童クラブの概要

放課後児童クラブの利用対象地域

クラブ名	定員(R8 年度時点)	利用対象地域	電話番号
高雄放課後児童クラブ	177人	高雄小学校区	0587-93-1202
扶桑東放課後児童クラブ	140人	扶桑東小学校区	0587-92-1767
山名放課後児童クラブ	137人	山名小学校区	0587-93-1626
柏森放課後児童クラブ	262人	柏森小学校区	0587-92-2717

＜注意＞・開所時間以外の連絡は子ども課へお願いします。

- ・希望する児童クラブが定員を超える場合、希望通り入所できないことがあります。
- ・入所希望者が多い場合には、児童クラブ館外の施設で受け入れることがあります。

開設期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

＜土曜日＞

春・夏・冬休みの土曜日は各放課後児童クラブ館で開設します。ただし、利用できる児童は保護者が土曜日勤務の方が対象となります。

なお、通常日の土曜日については柏森放課後児童クラブ館のみ開設します。

＜注意＞

児童が全て帰宅した場合は、開設時間内でも閉設する場合があります。

閉設日

日、祝日、年末年始（令和9年12月29日～令和10年1月3日）

開設時間

利用日	開設時間	利用できる児童
通常日（月曜日から金曜日）	下校時から午後7時	通常日及び長期休業日（春・夏・冬休み）申込児童、通常日のみ申込児童（長期休業日のみ申込児童を除く）
土曜日・代休日（学校行事による代替日）	午前7時30分から午後7時	
春・夏・冬休み	午前7時30分から午後7時	通常日及び長期休業日（春・夏・冬休み）申込児童、春・夏・冬休みのみ申込児童（通常日のみ申込児童を除く）

利用料 申込み利用期間で異なります。利用料は口座振替です。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通常・長期休業を利用	2,400	2,400	2,400	2,400	4,600	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
長期休業のみを利用	1,600			1,600	4,600				1,600			1,600

☺ 令和9年度 春・夏・冬休みの開設日について

長期休暇中の開設日の詳細は、後日お知らせします。

☺ 傷害保険料

公費負担による加入のため、個人負担はありません。

☺ 保育を必要とする入所の基準

入所の基準	具体的な事由	承諾期間
居宅外就労 及び自営 (※内職は利用不可)	<u>＜長期休業日のみ利用する場合＞</u> 1月につき60時間以上就労することを常態としていること(おおむね1日4時間以上・15日以上就労することを常態としていること) <u>＜通常日を利用する場合＞</u> 上記に加えて 「就労終了時間」に「通勤時間」を加えた時間が午後3時以降となること。 <u>＜土曜日を利用する場合＞</u> 勤務(就労)証明書で、保護者が土曜日勤務を常態としていることが証明されていること。	左記の状態が継続すると見込まれる期間
産前産後	妊娠中及び出産	出産予定日前の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)から出産日の8週間を経過するまで
疾病等	医師診断書または身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳などにより保護者の疾病もしくは負傷が確認できること	医師診断書の場合は、診断書に記載の日、または治癒すると見込まれる日まで 手帳の場合は、その状態が継続すると見込まれる期間
介護	1か月につき15日以上疾病の状態、または精神もしくは身体に障害を有する同居の親族を介護していること	
災害復旧	自宅または近隣地域などの災害の復旧に当たっていること	災害の復旧が必要と見込まれる期間

＜注意＞

居宅外就労及び自営以外で申し込みの場合は、勤務(就労)証明書に代わる具体的な事由が証明出来るものを提出してください

- ・産前産後の場合 出産予定日が記載されたものの写し(母子健康手帳等)
- ・疾病等の場合 本人の医師診断書、又は身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等で保護者の疾病、もしくは負傷が確認できるものの写し
- ・介護の場合 被介護者の医師診断書、又は身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等の写し、及び介護者の介護に携わる詳細が記載されたもの

【問合先】 扶桑町役場 子ども課 TEL 0587-92-4128